

地籍調査のお知らせ

本年度の地籍調査対象区域は、下図のとおり予定しています。この地籍調査事業とは宅地、田畑、山林など土地一筆一筆を土地所有者の立会いのもとで、位置、地目、隣地との境界等を確認する調査です。

この調査により、地籍が法務局の登記簿に記載され、土地が法的に保護されます。これにより市の都市計画事業が円滑に行われるほか、個人的な財産である土地を、後々の売買や相続するときに起こりうる無用なトラブルから回避することにもなります。

この事業に要する経費は国、県および市で負担し

ますので、個人負担は一切ありません。

なお、本年度調査対象地域に土地をお持ちの方に説明会を実施します。場所、日程については後日通知文を送付しますので、ご協力をお願いします。

平成22年度【地籍調査事業対象地区】

高岡地内（道慶、儘窪、南記シなど）の一部および狸穴地内（向長作、境など）の一部

問 谷和原庁舎農政課 ☎58-2111（内線8152～3）



個性と能力を生かす社会へ

～男女共同参画コラム～

- ・ 市、市民および他の事業者が行う男女共同参画の推進取り組みに積極的に協力しましょう。
- ・ 市が行う男女共同参画の推進に関する取り組みに協力しましょう。
- ・ 事業者の皆さんが取り組むこと
 - ・ 基本理念にのっとり、男女がともに職業生活、家庭生活および地域生活等における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めましょう。
- ・ 市民の皆さんが取り組むこと
 - ・ 基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進しましょう。
- ・ 男女共同参画の推進について、市民、事業者等との連携に努めます。

(2) 市民の皆さんが取り組むこと

- ・ 基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための施策を総合的に策定し、率先して実施します。
- ・ 男女共同参画の推進について、市民、事業者等との連携に努めます。

(1) 市が取り組むこと

【条例のポイント② 私たちの責務】

4月号コラムで「つくばみらい市男女共同参画推進条例」の制定についてお知らせしました。「男性だから」「女性だから」という理由で生き方を制限されるのではなく、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現に向けては、市全体で取り組んでいくことがとても大切です。

条例では、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民および事業者が、男女共同参画について考え、それぞれの立場で、積極的に協働して推進していく姿勢を示しています。

Vol.8

【市男女共同参画推進条例】

～ 私たちが取り組むこと～